

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

加古川市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理及びその他の医療を要する者等について、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、保険給付等に関して必要な事項を定め、保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としている。</p> <p>市町村においては、この介護保険法の定めるところにより、介護保険を行うものとされており、その事務において下記については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格 <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳システムとの連携により、年齢到達・転入・転出・死亡等に伴う資格得喪情報の管理を行う。 ・介護保険証等の各種証を発行する。 ・身障施設や他市管理の住所地特例施設への入所により当市の適用除外となる者を把握する。 2. 受付 <ul style="list-style-type: none"> ・窓口・郵送・サービス検索・電子申請機能で書類の受付を行う。 ・サービス検索・電子申請機能により受け付けた電子申請データは申請管理システムにより参照する。 3. 賦課徴収 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課算定時に所得情報を税務システムから参照する。なお、転入者については、必要に応じて転入前の自治体に所得情報を照会し、照会結果を入力する。 ・特徴依頼情報を国民健康保険団体連合会を経由して日本年金機構へ伝送。国民健康保険団体連合会からは、特徴対象者情報及び結果情報を受領する。なお、普通徴収となる被保険者に対しては納付書を送付する。 ・被保険者からの納付に伴い、収納情報を介護保険システムに取り込む。 ・被保険者の滞納情報を管理する。 ・口座振替情報及び各種還付情報を管理する。 4. 給付管理 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の世帯状況を把握し、利用者負担段階を算定する。 ・居宅・資格・認定情報を国民健康保険団体連合会に伝送する。 ・国民健康保険団体連合会から給付実績データを受領し、介護保険システムに取り込む。 ・高齢者及び障害者に対応した住宅への改造に要する経費の助成に関する事務にかかる情報を管理する。 ・社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に関する事務にかかる情報を管理する。 5. 認定 <ul style="list-style-type: none"> ・介護認定申請のあったものを介護認定審査会にて審議を行い、審査結果を対象者に通知する。 ・基本チェックリストを実施し、事業対象者となった者の保険証と負担割合証の発行を行う。 6. 保険者事務共同処理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。 <p>※当市では、「6. 保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会に委託をして事務を実施しており、国民健康保険団体連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険システム 2. 介護認定システム 3. 訪問調査システム 4. 主治医意見書システム 5. 給付適正化システム 6. 住民基本台帳ネットワークシステム 7. 宛名管理システム 8. 統合宛名システム 9. 中間サーバー 10. 伝送通信ソフト 11. サービス検索・電子申請システム 12. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険加入者情報ファイル 2. 介護保険収納情報ファイル 3. 介護保険滞納情報ファイル 	

3. 個人番号の利用

<p>法令上の根拠</p>	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの</p> <p>(1) 番号法 ・第9条第1項別表 100の項</p> <p>(2) 番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 第3条 ②番号利用条例施行規則 第13条、第14条、第21条、第23条、第28条、第29条、第30条、第33条、第34条、第43条、第44条、第45条</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>
---------------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

<p>①実施の有無</p>	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの</p> <p>(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 131, 132, 144, 161の項) ・第19条第9号</p> <p>【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2の表(131, 132, 133の項) ・第19条第9号</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護保険課、債権管理課、高齢者・地域福祉課
②所属長の役職名	介護保険課長、債権管理課長、高齢者・地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 福祉部 介護保険課 保険料係 079-427-9124(直通) 給付係 079-427-9125(直通) 調査認定係 079-427-9220(直通)

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数の職員による確認を行っている	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="radio"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	(追加)	2. 受付 ・窓口・郵送・サービス検索・電子申請機能で書類の受付を行う。	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	(追加)	11.サービス検索・電子申請システム	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	介護保険課長 山崎 香、債権管理課長 神吉 雅利、高齢者・地域福祉課 二川 裕之	(削除)	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	(新規)	介護保険課長、債権管理課長、高齢者・地域福祉課長	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-8. 監査-実施の有無	(新規)	自己点検、内部監査	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-9. 従業者に対する教育・啓発-従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	079-427-9135(直通)	079-427-9132(直通)	事後	-
令和2年9月30日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要-1. 資格	(追加)	・介護保険証等の各種証を発行する。 ・身障施設や他市管理の住所地特例施設への入所により当市の適用除外となる者を把握する。	事後	-
令和2年9月30日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要-4. 給付管理	(追加)	・被保険者の世帯状況を把握し、利用者負担段階を算定する。	事後	-
令和2年9月30日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要-4. 給付管理	・介護保険事業所から国民健康保険団体連合会に送付された給付実績データを介護保険システムに取り込む。	(削除)	事後	-
令和2年9月30日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要-6. 保険者事務共同処理業務	※当市では、「5. 保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会に委託をして事務を実施しており、国民健康保険団体連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	※当市では、「6. 保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会に委託をして事務を実施しており、国民健康保険団体連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-①法令上の根拠	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2 (1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、93、94、95、97、106、108、109、117の項)	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2 (1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項)	事後	-
令和2年9月30日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-①法令上の根拠	(2) 別表第2省令【情報提供の根拠】 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2	(2) 別表第2省令【情報提供の根拠】 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	-
令和2年9月30日	II しいき値判断項目-1. 対象人数-評価対象の事務の対象人数は何人か-いつ時点の計数か	平成29年5月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	-
令和2年9月30日	II しいき値判断項目-1. 取扱者数-特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か-いつ時点の計数か	平成29年5月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 情報公開担当 079-427-9132(直通)	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 079-427-9132(直通)	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(省略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 第7号、第8号	(省略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 第8号、第9号	事後	令和3年9月1日施行の法改正によるもの
令和4年7月25日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(2) 別表第2省令【情報提供の根拠】 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	(2) 別表第2省令【情報提供の根拠】 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	-
令和5年6月13日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要-3. 賦課徴収	3. 賦課徴収 (省略) ・口座振替情報及び各種還付情報を会計室へ送付。(会計室にて市の出金情報をとりまとめ、金融機関へ送付。)	3. 賦課徴収 (省略) ・口座振替情報及び各種還付情報を管理する。	事後	-
令和5年12月21日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	2. 受付 ・窓口・郵送・サービス検索・電子申請機能で書類の受付を行う。	2. 受付 ・窓口・郵送・サービス検索・電子申請機能で書類の受付を行う。 ・サービス検索・電子申請機能により受け付けた電子申請データは申請管理システムにより参照する。	事後	-
令和5年12月21日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	(追加)	12. 申請管理システム	事後	-
令和7年1月10日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。))又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。))により個人番号の利用を行うことができることとされているもの (1) 番号法 第9条第1項 別表第1 68の項 (2) 別表第1省令 第50条 (3) 番号法 第9条第2項 ① 番号利用条例 第3条 第1項及び第2項 別表第1 (13、14の項) 別表第2 (13、27、28の項) ② 番号利用条例施行規則 第13条 第14条 第20条 第43条 第44条	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。))又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。))により個人番号の利用を行うことができることとされているもの (1) 番号法 第9条第1項別表 100の項 (2) 番号法 第9条第2項 ① 番号利用条例 第3条 ② 番号利用条例施行規則 第13条、第14条、第21条、第23条、第28条、第29条、第30条、第33条、第34条、第43条、第44条、第45条	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの (1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 (1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項) 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号 別表第2(93、94の項) (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・第46条、第47条 (3)番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第9号 ①委員会規則 ・第2条	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの (1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項) ・第19条第9号 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2の表(131、132、133の項) ・第19条第9号	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報-8. 特定個人情報	(追加)	調査認定係 079-427-9220(直通)	事後	
令和7年1月10日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数-評価対象の事務の対象人数は何人か-いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	IIしきい値判断項目-1. 取扱者数-特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か-いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	IVリスク対策-8. 人手を介在させる作業-人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
令和7年1月10日	IVリスク対策-8. 人手を介在させる作業-人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か-判断の根拠	(新規)	複数の職員による確認を行っている	事後	
令和7年1月10日	IVリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	【○】全項目評価または重点項目評価を実施する	事後	